商品概要説明書

令和5年度「小児がん」の子どもによりそう定期貯金(スーパー定期貯金<複利型>)

(令和5年4月1日現在)

商品名	・令和5年度「小児がん」の子どもによりそう定期貯金<複利型> (愛称:ゴールドリボン定期貯金)
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式
	3年、4年、5年、7年、10年
	・自動継続(元金継続または元利金継続) ※自動継続後は、「スーパー定期貯金<複利型>」としてお預かりします。
預入方法 (1) 預入方法	・一括預入(新規預入に限ります。)
(1) 預入方法 (2) 預入金額	- 10 万円以上 - 10
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。 ただし、一部支払い後の預入金額は10万円を下回ることはできません。
利息	ただし、一部文仏の後の頂入金領は10万円を下回ることはできません。
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設
(1) 100/11/02/11	けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部
	支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。
	・自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利
	率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算を します。
(4)税 金	- 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せくだ さい。
手数料	
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。
11/44 ((貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レース口座利田坦宝が済田される時点の発育。ユルク田畑笠まで変裂いただく
	スロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただく サービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によ
	り計算した利息とともに払い戻します。
	(1)約定した預入期間が3年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 約束利率 約束利率 2000
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年以上1年6が月本編 料定利率 < 50%
	5 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	6 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算します。
	(2)約定した預入期間が4年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	⑤ 2年以上2年6か月末満
	7 3年以上4年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算します。
	(3)約定した預入期間が5年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率

	0 01 DW 1 4 5 ± #	公士 5:1 士
İ		約定利率×30%
		約定利率×40%
		約定利率×50%
		約定利率×60%
		約定利率×70%
	7 2年ULA在土港	約定利率×80%
	8 4年以上5年未満	約定利率×90%
		解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算し)ます。
	(4)約定した預入期間が7年の場合	
		- 解約日における普通貯金利率
		約定利率×10%
		約定利率×20%
	④ 3年以上4年未満	約定利率×40%
	⑤ 4年以上5年未満	約定利率×60%
	⑥ 5年以上6年未満	約定利率×70%
	⑦ 6年以上7年未満	約定利率×90%
	サンドルス・アナイの利益が	
		解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算し	
	(5)約定した預入期間が 10 年の場	是 合
	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上2年6か月未満	
	③ 2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
		約定利率×30%
	⑤ 4年以上5年未満	約定利率×40%
	(6) 5年以上6年未満	約定利率×50%
	1 (7) 6年以上7年未満	約定利率×60%
	8 7年以上8年未満	約定利率×70%
	9 8年以上9年未満	約定利率×80%
		約定利率×90%
	│ ただし、②から⑩までの利率が	解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算し	<i>,</i> ます。
寄付	・令和6年1月31日現在の本定期 ンク新潟が寄付します。 ※お客様のご負担はございませ	朝貯金残高の 0.05%に相当する金額を、JAバ ん。
	• 寄付先 団体名:認定 NPO 法	おります。(寄付は1回のみとなります。)人 ハートリンクワーキングプロジェクト
		市中央区万代 3-1-1 メディアシップ 1 階
	【主な活動内容】	
	○ 小児がん経験者の職業訓練な	よらびに自立支援事業
		よらびに自立支援事業
	○ 小児がん啓発事業	
 	○ 小児がん啓発事業○ 小児がんフォローアップ研究	
貯金保険制度 (公約制度)	○ 小児がん啓発事業○ 小児がんフォローアップ研タ・保護対象	是事業
貯金保険制度 (公的制度)	○ 小児がん啓発事業○ 小児がんフォローアップ研タ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を	光事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	○ 小児がん啓発事業○ 小児がんフォローアップ研究・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金である51 条の2に規定する決済用貯金	出事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、
	○ 小児がん啓発事業○ 小児がんフォローアップ研究・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を51 条の2に規定する決済用貯金要求払い、決済サービスを提供で	日事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合
	○ 小児がん啓発事業○ 小児がんフォローアップ研究・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金である51 条の2に規定する決済用貯金	日事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合
(公的制度)	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供で わせ、元本 1,000 万円とその利息	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供で わせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
(公的制度)	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供で わせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相 しては、当 J A本表	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま 支店または本店金融共済部金融課(電話:025
(公的制度) 苦情処理措置および	 ○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本1,000万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当JA本を 8-35-130 	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま 支店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定
(公的制度) 苦情処理措置および	 ○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金で 51 条の2に規定する決済用貯金要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本1,000万円とその利息 苦情処理措置本商品にかかる相しては、当JA本では、当JA本で 8-35-130など苦情等に対処 	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま を店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
(公的制度) 苦情処理措置および	 ○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本を 8-35-130 など苦情等に対処・ 苦情等の解決を図 	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま 支店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 ります。
(公的制度) 苦情処理措置および	 ○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本を 8-35-130 など苦情等に対処・ 苦情等の解決を図 	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま を店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
(公的制度) 苦情処理措置および	 ○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本を 8-35-130 など苦情等に対処・ 苦情等の解決を図 	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま を店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 ・ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金さら 51 条の2に規定する決済用貯金要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本会 8 - 3 5 - 1 3 0 など苦情等に対処苦情等の解決を図また、 J Aバンクでも、苦情等を受け	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま を店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で 付けております。
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 ・ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金ででは、 大きの2に規定する決済用貯金でででです。 大きの利息 要求払い、決済サービスを提供できる。 大きには、 一分では、 当 J A 本意のおりまた、 J A スタックでは、 当 J A 本意のなど苦情等に対処、 古情等の解決を図また、 J A バンクでも、 苦情等を受ける。 大きに対しては、 当 J A がらいると、 また、 J A バンクでも、 苦情等を受ける。 おの紛争解決機	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合 が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま 支店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で 付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 ・ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金ででは、第一日である。 51 条の2に規定する決済用貯金ででは、第一日で表を提供できる。 要求払い、決済サービスを提供できる。 また、元本 1,000 万円とその利息をできます。 また、 J A スープラングをできます。 お争解決措置を利用できます。	医学院く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまを店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバ
(公的制度) 苦情処理措置および	 ○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金でである 51 条の2に規定する決済用貯金要求払い、決済サービスを提供でわせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A 本では、当 J A 本できに対処・苦情等の解決を図また、 J A バンクでも、 古信等を受ける 紛争解決措置 外部の紛争解決機を利用できます。 ンク相談所にお申 	医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま を店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で 付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバ し出ください。
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金でである。 51 条の2に規定する決済用貯金でである。 要求払い、決済サービスを提供であせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本でのでいる。 8-35-130 など苦情等の解決を図また、J Aバンクでも、苦情等の解決を図また、J Aバンクでも、苦情等を受ける。 分争解決措置 外部の紛争解決機を利用できます。 シク相談所にお申 新潟県弁護士会(医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまを店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。 電話:025-222-5533)
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金でである。 51 条の2に規定する決済用貯金でである。 要求払い、決済サービスを提供であせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本でのでいる。 8-35-130 など苦情等の解決を図また、J Aバンクでも、苦情等の解決を図また、J Aバンクでも、苦情等を受ける。 分争解決措置 外部の紛争解決機を利用できます。 シク相談所にお申 新潟県弁護士会(医事業 を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま を店または本店金融共済部金融課(電話:025 6)にお申し出ください。当JAでは規則の制定 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で 付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバ し出ください。
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金ででは、 51 条の2に規定する決済用貯金ででは、決済サービスを提供でいる。 要求払い、決済サービスを提供でいる。 わせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相しては、当 J A本でのといるででででいる。 8-35-130 など苦情等の解決を図また、J Aバンクをも、苦情等の解決をでいる。 も、部ののででは、また、苦情等をといる。 がいる。 がいるでは、また、といるのはか、東京弁	医療く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまたは本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533) 護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 ・ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金名 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供で わせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本面品にかかる相 しては、当 J A本会 8 - 3 5 - 1 3 0 など苦情等の解決を図った。 苦情等の解決を図った。 おの争解決措置 外部の治きによった。 がの場所である。 がの場所である。 がの場所である。 がの場所である。 がの場所である。 がの場所である。 を対している。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る、を述る。 を述る、を述る、を述る。 を述る、を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。 を述る、を述る。	医学院(他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまと店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533)護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がん啓発事業 ○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金名 51 条の2に規定する決済用貯金 要求払い、決済サービスを提供で わせ、元本 1,000 万円とその利息 苦情処理措置 本商品にかかる相 しては、当 J A本 8 - 3 5 - 1 3 0 など苦情等の解決を をと苦情等の解決を また、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等解決を も、苦情等の間 また、苦情等のがきままた。 がからきに かられて がいので所は、 を利用談に を利用談に を がいる。 のので がい。 のので のので のので のので のので のので のので のので のので のの	医学院〈他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまた店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533) 護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東いう)では、東京以外の地域のお客様からのお
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がんアオローアップ研究 ・保護対象 ・ は当JAの譲渡性貯金ででは、	医療く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまと店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533) 護士会、第一東京弁護士会、第二東京公司を開発している。
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がんアオローアップ研究 ・保護対象 ・保護対象 ・ は当JAの譲渡性貯金ででは、	医療く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまと店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533)護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京・第二東京弁護士会、第二東京・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がんアオローアップ研究 ・保護対象 ・保護対象 ・ は当JAの譲渡性貯金ででは、	医学院(他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまと店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。 相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533) 護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東いう)では、東京以外の地域のお客様からのおお客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便
(公的制度) 苦情処理措置および	○ 小児がんフォローアップ研究 ・保護対象 ・保護対象 ・	医療く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合が貯金保険により保護されます。 談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまと店または本店金融共済部金融課(電話:0256)にお申し出ください。当JAでは規則の制定する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、ります。相談所(電話:03-6837-1359)で付けております。 関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関上記当JA本店金融共済部金融課またはJAバし出ください。電話:025-222-5533)護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第二東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京・第二東京弁護士会、第二東京・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本・第二本

	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を 管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも	
	ではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京 三弁護士会にお問合せください。」	
その他参考となる 事項	・取扱期間は、令和5年4月3日(月)から令和6年1月31日(水)までとなります。	
	なお、取扱期間内でも、募集予定額(県内合計 30 億円)に達した翌々営業日 をもって取扱いを終了させていただきます。	
	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえちご中越